

平成28年度第10回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	<p>(1) 評価方法について</p> <p>(2) 茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者の候補者に対する評価について</p> <p>(3) 茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について</p> <p>(4) 茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について</p> <p>(5) その他</p>
日時	平成29年1月23日(月) 午後2時00分 開会 午後4時00分 閉会
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 会議室A
出席者氏名	<p>藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・池澤龍三委員・池内忠弘委員 事務局10名</p> <p>秋元理事兼企画部長、青柳行政改革担当課長、安西担当主査、渡邊主任</p> <p>〈関係課：高齢福祉介護課〉</p> <p>朝日保健福祉部長、重田高齢福祉介護課長、渡邊担当主査、工藤主査、高梨主任、木内主事</p>
資料	<p>平成28年度第10回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第</p> <p>資料1 茅ヶ崎市元町ケアセンター(申請書類一式、申請要項)</p> <p>資料2 茅ヶ崎市萩園ケアセンター(申請書類一式、申請要項)</p> <p>資料3 茅ヶ崎市松林ケアセンター(申請書類一式、申請要項)</p> <p>施設別調査票(茅ヶ崎市ケアセンター)</p> <p>指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書(抜粋)直近3か年分(茅ヶ崎市ケアセンター)</p> <p>茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 事前意見について(資料1～3)</p> <p>茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会資料</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	なし

(開会)

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

皆様、こんにちは。それでは定刻となりましたので平成28年度第10回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして企画部長よりご挨拶申し上げます。

(事務局) (秋元企画部長)

皆様、こんにちは。企画部長の秋元でございます。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会につきましては、「茅ヶ崎市ケアセンター」の指定管理者の候補者に対するこれまでの実績等を評価・検証し、次期指定管理期間に向けた助言等を頂きたいと思えます。この後3施設のプレゼンテーションを実施し、評価いただくこととなりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それではまず、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、本日ご出席いただいております事務局の紹介をさせていただきます。指定管理者制度を所管する企画経営課並びに施設所管課の高齢福祉介護課の職員が出席させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

また、本委員会の公開・非公開については申請書類を確認の上、決定することとしておりましたが、申請書類を確認したところ非公開事由に該当がございませんでしたので、委員の皆様事前に確認させていただきましたとおり、原則通り公開で実施いたします。よろしくよろしくお願いいたします。

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというございますので、名簿順で池内委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(池内委員)

はい。

(藏田委員長)

それでは、池内委員お願いいたします。それでは議題（１）評価方法について、事務局から説明をお願いいたします。

議題１「評価方法について」

(事務局) (安西担当主査)

それでは、茅ヶ崎市ケアセンターの指定管理者の評価方法について、ご説明申し上げます。本件が非公募である理由につきましては、後程施設所管課より説明させていただきますが、これまでの茅ヶ崎市ケアセンターの管理運営の実績から、申請者を特定して申請を受け付けております。

申請団体は、元町ケアセンターが社会福祉法人麗寿会、萩園ケアセンターが社会福祉法人翔の会、松林ケアセンターが社会福祉法人慶寿会です。

これまでの経過としましては、庁内において申請要項を確定した後、１２月２２日から１月１０日までを申請書類の受付期間といたしました。その後、１月１８日まで委員の皆様より意見を頂戴し、取りまとめた意見について、申請団体に事前送付しております。

これより「評価」を実施いたしますが、申請者によるプレゼンテーションを「１０分以内」、委員による質疑応答及び助言を「１５分」としております。その後、申請者に退室いただき、委員の皆様で意見交換を行うとともに、「評価できる点」及び、次期指定管理期間の管理・運営において重点的に取り組んでいただく「改善を要する点」、それぞれ３点以内で、抽出していただきます。

いただいたご意見は全て申請者にフィードバックし、事業計画書への反映の可否について検討いただきますが、重点的に取り組む事項については、毎年度のモニタリングにおいて、継続して進捗を確認してまいります。

なお、いただいたご意見は議会資料に掲載される可能性があることを最後に申し添えさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今の説明内容についてご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題2「茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について」に進みたいと思います。まず、指定管理者の候補者に対する評価を行うにあたり、事務局より、申請団体の申請資格についての報告、施設の概要、施設所管課側で課題と感じていること、並びに次期指定管理期間で指定管理者に期待することについてご説明お願いいたします。

議題2「茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について」

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

それでは高齢福祉介護課よりご説明いたします。始めに、本日机上配布させていただきました「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会資料」について説明させていただきます。各施設共通の事項となりますので、恐れ入りますが、資料1「茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者申請要項」の4ページをご覧ください。

本申請要項4ページの下段、※に記載してありますとおり、申請書類の作成にあたっては、別紙4「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けて整備する基準の考え方等についての説明会資料」に基づき作成をすることとしており、それぞれの事業者より1月10日に申請書類を受理いたしました。しかしながら、正式に決定いたしました第1号通所事業の基準等が別紙4の内容と一部異なるため、本資料を事業者に配布し説明を行いましたところ、本申請書類に直接影響がないことから再度申請書類の提出は受けないことといたしましたので、この場でご報告いたします。

続きまして、茅ヶ崎市ケアセンター3施設について、非公募とした経緯についてご説明いたします。現在、本市では、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため、茅ヶ崎市ケアセンターを3施設設置しており、施設の管理については指定管理者制度を導入し、原則公募にて指定管理者を募集し、選定後は指定管理者が管理運営を行うこととしています。

本市においては、介護保険法の改正により、平成29年4月1日より総合事業に移行することとしており、現行の介護予防通所介護が第1号通所事業に移行されます。このことに伴い、平成28年12月に「茅ヶ崎市ケアセンター条例」を改正し、平成29年度からの指定管理業務のなかで、現行の介護予防通所介護について、国基準通所型サービスと通所型サービスAである第1号通所事業に移行することといたしました。

新たな指定管理者については、本ケアセンター条例において原則公募にて選定すること

としておりますが、新たに始まる総合事業については市内の事業者にとっても新たな試みであり、また、市内の他の事業者を牽引していただくためにも、今回の平成29年度の1年間については、非公募にて現在の指定管理者の申請を受け、本委員会にてご審議をいただいた後、指定を行いたいと考えております。

なお、現在の予定ではございますが、平成30年度からの新たな指定管理者については、平成29年度における総合事業の実施状況等を踏まえ、公募による指定管理者の募集を考えております。

それでは、元町ケアセンターの申請についてご説明いたします。

申請団体の申請資格については、提出書類の第1号様式「指定管理者指定申請書」から「神奈川県より介護サービス事業者の指定を受けた指定通知書の写し」までについて、申請者の資格要件を満たしていることを確認しております。

次に、施設の概要について、説明いたします。恐れ入りますが、資料1「茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者申請要項」の2ページをご覧ください。

茅ヶ崎市元町ケアセンターについては、平成13年の開館となっており、茅ヶ崎地区コミュニティセンター及び子どもの家茅っ子を併設施設としております。また、基本的な業務としては、通所介護事業、介護予防通所介護事業、第1号通所事業等のケアセンターの運営に関する業務及び施設の維持管理業務となっております。

指定予定期間については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間としており、指定管理者の候補者としては、「社会福祉法人麗寿会」としております。

なお、「社会福祉法人麗寿会」については、指定管理者制度を導入した平成17年度より、指定管理者として業務を委託しており、現在まで、通所介護事業、介護予防通所介護及び建物の維持管理業務について安定した業務を行っていただいております。

次に、課題については、施設の老朽化に伴う修繕費の確保及び平成29年4月より新たに始まる総合事業の実施などについてでございます。

また、次期指定管理期間で指定管理者に期待することについては、施設の長寿命化に繋がる積極的な修繕や平成29年度より新たに始まる総合事業について、市内の他の事業者を牽引することができるような、効果的な実施などがございます。

なお、今回より、本管理運営の基準において、20万円未満の修繕については、指定管理者の費用負担としており、また、20万円以上の修繕についても市と協議することとしております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。何か質問はありますでしょうか。

よろしいですか。それでは、指定管理者の候補者に対する評価に移ります。評価の進行は、事務局にお願いしたいと思います。

【申請者の入室】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

お待たせいたしました。ただいまから「茅ヶ崎市元町ケアセンター」の指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。

プレゼンテーションを「10分以内」で実施していただき、引き続き質疑応答及び委員からの助言を「15分程度」としますので、よろしくお願いいたします。

説明に関しましては、「1分前」及び「終了時」にベルにてお知らせさせていただきます。終了時間となった時点で、説明の途中でも中止させていただきます。

それでは、準備が整いましたらプレゼンテーションをお願いいたします。

【申請者プレゼンテーション】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。それではこれから質疑応答に入ってまいります。委員の皆さんよろしくお願いいたします。山本委員お願いします。

(山本副委員長)

今のお話の中で、コミュニティセンターと今まで以上にいろいろなことで一緒にやりながら認知をあげていきたいという話がありました。やはり私もあそこに入ってみると、コミュニティセンターとケアセンターが入口で分かれていて、なかなかケアセンターの方には入りがたいということがあります。コミュニティセンターを使っている方でもあそこは別という感覚があって、あそこはお年寄りで認知症の方が行くというイメージが使っている方にも多いと思います。なので、今後そこまで認知症は進んでいないけれど、予防として、あるいはご自宅でちょっと不便なところをできるというこれからのサービスを含めて、そんなに悪い状態じゃなくても使って行けるということを今まで以上にもっとアピールしていただきたいです。それから実際コミュニティセンターはお年を召した方がかなりいらっしゃいますので、特に今回の一年間でも収支の予算などを見せていただいて、ここ数年すごく収益状況がいいですし、一年間の単年度の収支計画を見ても、年間で本部経費500万円を引いても1600万円利益が残るということでもありますから、できればそういった利益をなるべくそういう活動に回していただいて、地域の方々に還元していただくということをもっと積極的に考えていただけたらいいかなと思います。

(申請者)

最初に申しあげましたように、どうしても自分は介護にはまだなっていないのでデイサービスは受けないと思っていらっしゃる方が高齢者の中にたくさんいらっしゃいます。その方たちに対して、ハードルをもっと低くするように、パンフレットを作りますとか、私たちがやっていることについて周知できるようなことをもっともっとさせていただかなければならないと思います。私たち職員も、どこかでコミセンの方と私たちはちょっと違うと思いがちなところがありまして、まずそちらの職員教育を徹底させていただきまます。困ったことがあったとしてもそれを薄めていくと元気でいられるということをもっともっと麗寿会の職員が考えていかなければならないということをととても感じております。来年1年かけてそういうことは実践させていただきたいと思っております。

(山本副委員長)

ありがとうございます。期待しております。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。池内委員お願いします。

(池内委員)

今のお話にやや関連するのですが、今職員の方が10人なのか9人なのかはつきりわからないのですが、そのほかにコミセンの方と子どもの家と両方職員がおられると思いますが、合計で何人くらいおられるのでしょうか。

(山本副委員長)

コミセンと子どもの家は運営主体が別です。

(池内委員)

運営も別ということですか。同じ場所なので同じだと思いました。失礼しました。

(申請者)

この第1号の事業につきましては、当然職員は別に配置をいたしまして、その先にありますコミュニティセンターとの協力などにつきましても、できるだけこちらの職員とボランティアの方たちに協力していただいて事故のないような運営をさせていただきたいと思っております。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。池澤委員お願いします。

(池澤委員)

私からは、ソフト面ではなく、施設がそれほど古くはないといっても、先ほど言われた安全管理という重要な面であるハード面から質問させていただきます。申請書にありましたように、施設の点検や清掃や施錠等々、職員間の情報共有、提供がされないケースがあったりしないように工夫されている点がありましたらお聞かせいただけたらと思います。

(申請者)

当初は清掃や点検につきましては、介護を担っている職員がやっていたけれども、やはり十分ではないということで、現在は管理をしたりとか、清掃をしたりという職員を別に採用をしています。その職員からアドバイスをもらいまして、できるだけ周知徹底を丁寧にやるような形で動いていくようにしております。

(池澤委員)

施設の長寿命化、難しい言葉にはなりますが、施設を長く持たせていくために、職員間の啓発等をしていただければと思います。

(申請者)

ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。委員長お願いいたします。

(藏田委員長)

2点ございます。1つ目は、申請書の5ページのところにある、「経費の節減を図る提案」のところにア～オがありますが、コスト削減は具体的に数として押さえないと、改善する努力はされても、なかなか必要とされるものを絞り出すようにしないということがあります。利用者人数については目標をおかれていらっしゃるの、同じように経費節減のところについても一定の数値目標をしっかりとおかれてその進捗状況を確認されるということをご検討されていらっしゃるのかということをお伺いできればと思います。

2点目は、社会福祉法人の内部留保を地域貢献に向けていくということが、国としても施策として取り組んでいることだと思います。山本委員がおっしゃったことにも関連して、1

施設でどうこうというよりも、法人として、地域貢献なり、いろいろな意味で地域に必要とされている施設として、地域に対してどうやって役割を果たしていくのかということ、ソフト、ハード、お金も含めてしっかりと方針を立てて取り組んでいかれる必要があるかと思いますが、その辺りの検討状況や、行っている方向などお考えがあればお聞かせください。

(申請者)

コスト削減のことですが、一応こちらの事業所として、どのくらいのものを使っているのかということは把握をするようにしております。ただ、職員に対して、節減をするようにとか、できるだけ無駄を省くようにということを言っておりますが、具体的に数については、電気代がどれくらい、光熱水費がどのくらい、その他の費用がどのくらいかかっているのか、目標はこうだということは今までしておりませんでした。毎月会議がありますので、来年度からは今年度の様子を見まして、目標値を設定して、今月はこういう形でしたということをお知らせするようにしていきたいと思っております。

(申請者)

補足ですけれども、元町ケアセンターにつきましては、建物の老朽化が大分進んでおりました。さび、浴槽のタイルのはがれ、空調関係など結構な修繕費がかかっております。福祉事業者のコスト削減というのは非常に難しい問題がありまして、クールビズなどそういうことを進めようとする、高齢者、利用者さんに対していかなるものかということも一方であります。一般的にコスト削減といいますが、项目的には水道光熱費とか、通信運搬費とか保守料、それから消耗品費になるのですが、売り上げについては、毎月サービス部門別に目標を掲げていますけれども、コストについては前年同月並みというところですね。来年度についてはコストについても月次でおろしていきたいと思っております。あんまり押し進めると利用者さんにとってどうなのかということもありますので、そこらへんは利用者さんのことを十分考えた上で、押し進めていきたいと思っております。

また、なかなか地域貢献については、今まで不十分なところはありましたけれども、福祉講座を2年前から毎月行っており、会場を2つに分けて、隔月で、元町でもやっております。これをしたことによって結構地域住民の方に参加していただけておりました。ここにこういう施設があったんだということを知っていただけたら、過去になんらかうちの事業所と接点があった方もいらっしゃると思います。その講座のあとに、質疑応答でケアマネジャーとの会話ができて、それがサービスにつながったということもあります。いろいろ麗寿会全体としましては、出張講座や、包括支援センターも3つありますし、社会福祉法人として公益性と地域貢献というところが一番大事なところでもありますので、収支の安定はもとより、地域の方々にどれだけのものを還元できるかということ、福祉施設と

在宅医療両方積極的に考えていきたいと思います。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にご質問等はございませんか。時間がまいりましたので、そろそろ質疑応答を終了とさせていただきます。それでは以上をもちまして、委員による「茅ヶ崎市元町ケアセンター」の指定管理者に対するヒアリングを終了いたします。

お疲れ様でした。「茅ヶ崎市元町ケアセンター」における本日のご意見等につきましては、書面にて後日通知させていただきますのでよろしくご願いいいたします。

この後、委員間で意見の取りまとめ作業を行いますので、申請者におかれましては、ご退出をお願いいたします。

【申請者退室】

(藏田委員長)

お疲れ様でした。それでは意見のとりまとめをさせていただきたいと思います。事前意見を基に、今の説明も含めて評価できる点、改善を要する点をそれぞれ2～3点まとめてまいりたいと思います。改善を要する点から行きましょう。改善を要する点として、いかがですか。一番下に独自事業の提案が欲しいとありますが。

(山本副委員長)

もっと地域貢献に取り組んでいただきたい。

(藏田委員長)

地域貢献にも力を入れてもらいたいと。

(山本副委員長)

結構利益が出ていますもんね。

(藏田委員長)

そうですね。先ほどの社会貢献や内部留保の問題とか、収支についてもより一層の地域貢献をされないとこの数字でいいのかという話も当然出てくるので、もう少し取り組んでいただく方がいいですね。

(池内委員)

稼働率も一番高いですね。だから収益もいいのでしょうかね。

(藏田委員長)

一番下の点は載せるということで。マニュアルの見える化はいかがでしょうか。

(池澤委員)

さっき言われたように修繕費などもだんだん上がってきています。継続的に保全をしていかないと、施設としては、今が一番ターニングポイントであるので、マニュアルなど職員間で情報の見える化をきちんとやっていった方がいいと思います。金額によって、恐らく20万円を超える修繕は市との協議になるとは思いますが、ナアナアでやっているとな事故となってもいけないので、施設管理におけるマニュアル化は進めてほしいと思います。

(藏田委員長)

2番目のところは、マニュアル化を進めてほしいというところと計画的な保全に取り組んでほしいということにしましょう。一番上は恐らく池内委員が書かれていると思いますが。

(池内委員)

これは細かいところですからいいです。

(藏田委員長)

では、私の書いている業務の効率化、コスト削減の点を3つ目といたします。評価できる点はいかがですか。それほど強い改善点とか評価できる点の打ち出しがなかったのも、書いていただいたものから2～3点出せばというところですが、一番上はいかがですか。

(池内委員)

さっきの説明でも回想法などで効果があったようなこともおっしゃっていましたので。

(藏田委員長)

では1番目はいれましょう。収支について改善の努力をされている一番下も入れましょうか。

(池内委員)

稼働率も90%くらいですからね。

(藏田委員長)

下から3番目の目標値のことと一番下を合わせて、収支、運営を頑張っている点としましょうか。あとは研修を入れるか、世代間交流をいれるかですが、近隣保育園のことはどこかに書いてありましたっけ。

(池澤委員)

最初の方の事業計画3ページにあります。今日の説明ではなかったのですが。

(山本副委員長)

これは昨年1回やってるからでしょうね。

(池澤委員)

少し弱いトーンでしたけど。

(藏田委員)

ではこれにしましょうか。1点目は、1番上の回想法等に取り組んでいる点。2点目は世代間交流のこと、3点目は、下から3番目と1番下を合わせて、「目標値を定めて取り組みながら、平成24年度からの4年間で収入が向上し、収支状況もよくなっている」ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

なお、評価結果につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条に基づき、市長に答申いたします。それでは議題3「茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について」に移ります。

議題3 茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について

(藏田委員長)

それでは、まず、指定管理者の候補者に対する評価を行うにあたり、事務局より、申請団体の申請資格についての報告、施設の概要、施設所管課側で課題と感じていること、並びに次期指定管理期間で指定管理者に期待することについてご説明お願いいたします。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

それでは、萩園ケアセンターの申請についてご説明いたします。

申請団体の申請資格については、提出書類の第1号様式「指定管理者指定申請書」から「神奈川県より介護サービス事業者の指定を受けた指定通知書の写し」までについて、申

請者の資格要件を満たしていることを確認しております。

次に、施設の概要について、説明いたします。恐れ入りますが、資料2「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者申請要項」の2ページをご覧ください。

茅ヶ崎市萩園ケアセンターについては、平成13年の開館となっており、老人憩の家萩園いこいの里及び萩園市民窓口センターを併設施設としております。また、基本的な業務としては、通所介護事業、介護予防通所介護事業、第1号通所事業等のケアセンターの運営に関する業務及び施設の維持管理業務となっております。

指定予定期間については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間としており、指定管理者の候補者としては、「社会福祉法人翔の会」としております。

なお、「社会福祉法人翔の会」については、指定管理者制度を導入した平成17年度より、指定管理者として業務を委託しており、現在まで、通所介護事業、介護予防通所介護及び建物の維持管理業務について安定した運営を行っていただいております。

次に、課題については、施設の老朽化に伴う修繕費の確保や利用人数の確保、また平成29年4月より新たに始まる総合事業の実施などについてでございます。

また、次期指定管理期間で指定管理者に期待することについては、施設の長寿命化に繋がる積極的な修繕や利用人数の確保、また平成29年度より新たに始まる総合事業について、市内の他の事業者を牽引することができるような、効果的な実施などがございます。

なお、今回より、本管理運営の基準において、20万円未満の修繕については、指定管理者の費用負担としており、また、20万円以上の修繕についても市と協議することとしております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(蔵田委員長)

ご説明ありがとうございました。何か質問はありますか。

よろしいですか。それでは、指定管理者の候補者に対する評価に移ります。評価の進行は、事務局にお願いしたいと思います。

【申請者の入室】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

お待たせいたしました。ただいまから「茅ヶ崎市萩園ケアセンター」の指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。

プレゼンテーションを「10分以内」で実施していただき、引き続き質疑応答及び委員からの助言を「15分程度」としますので、よろしく願いいたします。

説明に関しましては、「1分前」及び「終了時」にベルにてお知らせさせていただきます。

す。終了時間となった時点で、説明を中止させていただきます。

それでは、準備が整いましたらプレゼンテーションをお願いいたします。

【申請者プレゼンテーション】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。それではこれから質疑応答に入ります。委員の皆様よろしく
お願いいたします。山本委員お願いします。

(山本副委員長)

今後の利用率を上げていきたいというご意見を伺った中で、実際に25年、26年、27年と年々利用率が下がってきた要因は、ただ単純に周りにデイサービスが増えたからということ以外に何かこういったところが他の施設に比べて選んでもらえなかったとか、そういう下がってきた理由として思い当たるところとか、分析はされていますか。

(申請者)

分析というか、振り返って他の事業所を見学させていただきながら検討しました。短時間のリハビリとか機能訓練などが広がっていく中で、変わりきれず、生活リハも取り入れてはいたのですが、楽しんで帰ってもらおうという従来通りのベースの考え方が抜けきっていないということが一つの原因だと探ったところで見つかりました。その意識改革ということもあり、ニュースポーツを取り入れること、また、機能訓練や実際の自宅での生活動作とかそういった視点を全然持っていなかったのも、そこをデイサービスの中で改善していく視点をこれからつけなければいけないということに今取り組んでいます。以上です。

(山本副委員長)

わかりました。また先ほど仰っていた午前と午後の入浴を増やすという考え方ですが、お年寄りの方で、自分一人でお風呂に入れるけれども、一人でお風呂に入るのは怖いというのをよく聞きます。実際にお年を召した方で、入浴中に亡くなる方の率はすごく高いです。実際本当にお風呂の中で寝てしまって危ない思いをしたという方も結構聞きます。特に一人で入れないわけではないけれど家で一人で入るのは怖いという方に対して、有料の温泉に何百円も出していくのは大変だけれども、こういうケアの中で1回使えるということであれば、喜ばれるのではないかなということを感じました。そんな視点での午前、午後ということでもよろしいでしょうか。

(申請者)

はい。まさに私たちのイメージとして、自立の方はみんなでお風呂に入るのは嫌だろうという思いでいました。ケアマネージャーさんたちが集まった時に話を伺った中で意外だなと思ったのは、まさに1人で入れるけど不安だということです。もちろん中には、やはり入りたくないという方もいらっしゃるので、その両方が選択できるというような、午前中のプログラムと送迎をセットにした考え方を取り入れないといけない、そのためには、運営全体を変えていかなければならないということが今取り組むべき課題です。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。池澤委員お願いします。

(池澤委員)

安全、安心と簡単に使いがちですが、先ほどの新たな利用者人数の確保ということを考えたときに、その利用者にとって使い勝手がいい安全な施設ということが非常に重要になるのかなと思います。先ほどプレゼンテーションをお聞きしたときに、今後施設が老朽化していくということ等々考えていくと、施設の安全管理に関する取り組みとか、例えばマニュアル化しているとか、そういった新たな取り組みというのは何かありますか。

先ほどプレゼンテーションの中であったように利用者人数を増やすために、光熱水費が増えてくるという話が一方であるわけです。否定は全然しないのですが、トータルを削減しないといけないと思うので、そのバランスは非常に大変だと思います。少し今後こういう風にやってきたいという思いがあれば、施設管理面を含めて、ハード面も含めて教えていただければと思います。

(申請者)

安全安心の理念を外してということではなく、それがベースにあってもう一歩進んだサービスをというところなので、ただ安全ばかりを配慮すると全部介助して歩くというようなことになっていくので、例えばつかまって歩ける範囲を増やすことによって、職員が見守れるようにするなど、そこにはリスクも伴いますので、そこはご家族様にも説明をしていくことをセットでやっていかなければいけないということと、あとは安全基準と言いますか、例えば車いすを押して走ってはいけないとか当たり前のことですが、ここを犯すと事故を起こしてしまいますよというようなことを積み上げて、文書化していかなければならないというのが今課題であって、それを時間を作ってやっていこうと思っています。

(池澤委員)

総合的な視点という説明があったと思いますが、長い目で見ると、そういう施設を含めた安全管理というのを徹底していると、利用者は必然的に増えてくると思いますので是非頑張ってください。

(申請者)

はい。ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。委員長お願いします。

(藏田委員長)

2点ございます。1つは経費削減のことですが、コスト削減は具体的には見える化というか、日々の表を1つ作ってシール1個貼るだけでもかなり意識づけが代わってくると思います。経費が必要なものは提供しなければいけないし、その中でどこがどう削れるのか、もしくはそういう意識を職員の間でどうやって伝えていくのかというのが運営上非常に重要なポイントだと思いますので、その経費の目標達成なり、現状みたいなものを控室などに貼っておくなど、工夫、改善、見える化が必要かと思います。具体的に利用者数が増えて、どれくらいそれが無駄に増えていないのか、もしくは無駄に削りすぎていないのかを管理する意味でもしっかり状況を把握するという工夫、改善が必要かなと思いますというのが1点目の意見です。

2点目ですが、社会福祉法が改正されて地域貢献が義務化されました。24年から27年度の単年度収支の状況と29年度の収支の状況を比べたときに、27年度が1000万円で、今回が98万円というのはどうなのかということもあるのですが、特にその地域貢献等についてまさに必要とされる施設であり続けるためには、しっかりと資金も含めて、貢献をされていくということが求められていると思います。その点は法人としての方針はあろうかと思いますが、それも含めてどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

(申請者)

はい。1点目のコスト削減の見える化の部分ですが、今実際にやっていないですが、これからとりかかろうとしているのは、具体的になりますが、主にその現場でのお湯の使い方とか、バスの使い方に見えていないので、月々にどのくらいの量を使ったのか、お湯がたまったら止めたとか、そういったことで今月これだけの数値になりましたということを毎月会議があるのでそこで報告をしていこうと思っています。あとは、お湯はもち

ろんかけ流していくんですけども、そのお湯の温度が下がらないように蓋をどういう風にしようかというようなことを今考えているのですが、蓋をすることだけでも違うかなと思っています。そういうことを具体的にやることで、現場の人たちに、これで違うんだ、蓋をしなければならぬんだという意識をもってもらうことによつてのコスト削減の見える化、そこに参与していただくということにつながると思います。

それから、社会福祉法人としての地域づくりとかそういったところについては、まさに今具体的にやろうとしている話をしましたが、ここについては、萩園ケアセンターでの収支だけで取り組んでいくということではなく、そういうことは法人として取り組む姿勢が全面的にあるので、今いこいの里でもそういうことをやっていますが、法人としてはもちろん逆に喜んでやっぺいこうというところがあります。なので、具体的に映画会の話についてもいくつかの候補は実は萩園だけではなく、法人の中でこういった映画があるという情報がすでにたまつてきています。法人としてもそこはバックアップしてくださるということがあります。

(蔵田委員長)

そういう地域貢献もただ単に一方的に地域に貢献するだけではなく、そういうことを通じて社会福祉法人としてイメージがアップしていつて、結果として利用者の裾野を広げていくというエコシステム、つながっていくようなものでないと、ただ単に貢献してそれで終わり、楽しんでもらつてありがたうございましたではなかなか法人としても効果がどうなのかということになってしまいます。そういう意味では、1つ1つのことをバラバラに取り組むのではなく、そういう利用者を発掘していく、若しくは裾野を広げていく、喜んでいただくサービスをどう発掘していくのかというアンテナとして、社会福祉法人としての地域貢献活動をうまく活用していただいつて、うまくそういう意味では展開をしていつていただくようお願ひしたいと思ひます。

(申請者)

はい。ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にご質問等はございませぬか。時間がまいりましたので、そろそろ質疑応答を終了とさせていただきます。それでは以上をもちまして、委員による「茅ヶ崎市萩園ケアセンター」の指定管理者に対するヒアリングを終了いたします。

お疲れ様でした。「茅ヶ崎市萩園ケアセンター」における本日のご意見等につきましては、書面にて後日通知させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

この後、委員間で意見の取りまとめ作業を行いますので、申請者におかれましては、ご退出をお願いいたします。

【申請者退室】

(藏田委員長)

お疲れ様でした。それでは萩園ケアセンターについてのご意見のとりまとめをさせていただきたいと思います。評価できる点、改善を要する点を2、3点絞っていききたいと思います。改善を要する点はいかがでしょうか。数値の利用者人数の増についてのことをお書きいただいたのはどなたでしょうか。お答え聞いてどうでしょうか。解消しましたか。

(山本副委員長)

人数増の努力はするとおっしゃっていますよね。

(藏田委員長)

項目として残しておいた方がいいですか。

(山本副委員長)

やはり努力はするとおっしゃっているけれども、一応利用率のアップは図っていただきたいので。

(池内委員)

残した方がいいでしょう。

(藏田委員長)

はい。

(山本副委員長)

だからこの言い方ではなくて、プレゼンテーションで75%を目指し、次は85%と具体的な数字をおっしゃっていたので、利用率の向上に向けて努力を続けてほしいというような形で載せていただければと思います。

(藏田委員長)

わかりました。では、利用率75%、85%という具体的な目標達成に向けて取り組み

を進めていっていただきたいということですかね。あと「総合的な視点からの運営」これについては、いかがですか。

(池澤委員)

今回の3者の資料をみたときになんとなく全体的にインパクトが弱くて、全体的な視点でどこまで考えているかが正直疑問でした。こちらの法人については、特に26年度と書いたのですが、先ほどの説明にもあったように、全体的に努力の跡が見えてこなかったというところがあったので、あと全体的に利用率も下がっているようなので、少しその視点を変えていただこうと思いました。先ほども言いましたが安全管理等も含めて、単に人を呼べばいいという発想ではなくて、付加価値をつけていくというような形にしていかないと、利用者は最終的には伸びてこないのかなと思います。そういう意味では、総合的な視点で運営を目指してくださいということで、平成26年度の部分については削除していただいて結構です。先ほどご本人もおっしゃっていましたように様々な要因があると思いますので、より総合的な視点で考えていっていただく必要があると思います。

(藏田委員長)

安全管理を含め、付加価値を高めるためのより総合的な視点からの運営改善というところでしょうか。これを2点目とします。コスト削減についてが3点目でよろしいでしょうか。評価できる点はいかがでしょう。いこいの里との連携など、同じ法人がやってらっしゃるので、もっと積極的に展開をされるという感じでもよいのではないかと思います。

(池内委員)

むしろ自分が働きかけてというくらいの勢いがあっても。

(藏田委員長)

そうですね。一応連携事業について触れられているということにおいては評価できる点として残してもいいと思いますが、もう一歩二歩、先ほど池澤委員がおっしゃられたように積極的なご提案が必要かなという気がします。

(池澤委員)

なかなか読み取れなかったのです。

(藏田委員長)

評価できる点として、連携の部分を頑張ってもらいたいということを含めて残すということ

で。研修については、事業計画書として書いてあるものとしては研修計画、その他はきれいに書いてあります。あとは、1番上の長きにわたり頑張っていたという事ですかね。評価できる点は、1番上と2番目と最後の5番目。改善を要する点は2番目の「平成26年度～見受けられます」は削除していただいて、施設の安全管理を含め付加価値を高める意味でもより総合的な視点からの運営改善を目指してほしいということ。2点目としては、業務効率化、コスト削減のこと。3点目については、75%、85%といった具体的な目標達成に向けて取り組んでいただきたいということ。以上でよろしいでしょうか。

なお、評価結果につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条に基づき、市長に答申いたします。それでは、議題4「茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について」に進みたいと思います。

議題4 茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者の候補者に対する評価について

(藏田委員長)

それでは、まず、指定管理者の候補者に対する評価を行うにあたり、事務局より、申請団体の申請資格についての報告、施設の概要、施設所管課側で課題と感じていること、並びに次期指定管理期間で指定管理者に期待することについてご説明お願いいたします。

(事務局) (高齢福祉介護課 渡邊担当主査)

それでは、松林ケアセンターの申請についてご説明いたします。

申請団体の申請資格については、提出書類の第1号様式「指定管理者指定申請書」から「神奈川県より介護サービス事業者の指定を受けた指定通知書の写し」までについて、申請者の資格要件を満たしていることを確認しております。

次に、施設の概要について、説明いたします。恐れ入りますが、資料3「茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者申請要項」の2ページをご覧ください。

茅ヶ崎市松林ケアセンターについては、平成10年の開館となっており、茅ヶ崎市営松林住宅を併設施設としております。また、基本的な業務としては、通所介護事業、介護予防通所介護事業、第1号通所事業等のケアセンターの運営に関する業務及び施設の維持管理業務となっております。

指定予定期間については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間としており、指定管理者の候補者としては、「社会福祉法人慶寿会」としております。

なお、「社会福祉法人慶寿会」については、指定管理者制度を導入した平成17年度より、指定管理者として業務を委託しており、現在まで、通所介護事業、介護予防通所介護及び建物の維持管理業務について安定した業務を行っていただいております。

次に、課題については、施設の老朽化に伴う修繕費の確保及び平成29年4月より新たに始まる総合事業の実施などについてでございます。

また、次期指定管理期間で指定管理者に期待することについては、施設の長寿命化に繋がる積極的な修繕や平成29年度より新たに始まる総合事業について、市内の他の事業者を牽引することができるような、効果的な実施などがございます。

なお、今回より、本管理運営の基準において、20万円未満の修繕については、指定管理者の費用負担としており、また、20万円以上の修繕についても市と協議することとしております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。ただいま施設所管課より説明がありましたが、質疑等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それではただいまより、指定管理者の候補者に対する評価に移ります。評価の進行につきましては、事務局にお願いいたします。

【申請者の入室】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

お待たせいたしました。ただいまから「茅ヶ崎市松林ケアセンター」の指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。

プレゼンテーションを「10分以内」で実施していただき、引き続き質疑応答及び委員からの助言を「15分程度」としますので、よろしく願いいたします。

説明に関しましては、「1分前」及び「終了時」にベルにてお知らせさせていただきます。終了時間となった時点で、説明を中止させていただきます。

それでは、準備が整いましたらプレゼンテーションをお願いいたします。

【申請者プレゼンテーション】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

申し訳ありません。時間がまいりましたのでここで終了とさせていただきます。それではこれから質疑応答に入ります。委員の皆様、よろしく願いいたします。

(池澤委員)

先ほど説明を受けました施設管理マニュアルなど素晴らしいと思いますが、職員の間での研修は定期的にやられているのですか。どれだけの頻度でやられていますか。作成され

たマニュアルをオーソライズする研修などについて教えてください。

(申請者)

まず年に1度必ず感染症予防に対するマニュアルの研修を行っています。その他に感染症が始まる9月の時点で、更に再度更衣一式取り揃えていますということでしたが、1年に1度きちんと点検をした上で、それを用いてもう一度復習をしております。ですので、具体的に言えば年2回ということになります。

(池澤委員)

そうですか。マニュアルの更新とか、これまでに直さなければならない点はこれまでありましたか。

(申請者)

はい。ありました。年に1回必ずマニュアルの見直しをしております。感染症に限らずすべてのマニュアルに対して見直しをしております。写真入りのものをご覧になったかと思いますが、最初は文章で作成していたのですが、わかりにくいというのと、やはり人数がたくさんいるということと、ほとんどうちは従業員がやめるということはないですが新規で入った従業員に周知徹底するためには、写真つきがいいのではないかとということで、2年前から写真つきのものに変更しております。

(池澤委員)

動画とかはないんですか。

(申請者)

すみません。動画はありません。みんなでデモンストレーションを何度も重ねているのですが、デモンストレーションを重ねたところを写真にとって、書類として残しているということです。

(池澤委員)

わかりました。今結構施設点検なども動画などを使ったりするケースも多くなってきていますので是非採用していただければと思います。

(申請者)

はい。ありがとうございます。

(池澤委員)

あと1点、自主事業について、これから特にこういったことをやっていきたいというように特記するようなことがあれば教えてください。

(申請者)

今年度の事業計画にも載せさせていただいたのですが、なかなかそこまで手が回らなくてできなかったのですが、私どもは茅ヶ崎市と災害時の要援護者の受け入れという協定を結ばせていただいております、要援護者の方がこちらにいらっしゃるということが想定されますが、要援護者の方だけでなく、地域の方々に広く利用していただきたいというのが私どもの考えです。昨年9月の時点で、松林地区社会福祉協議会の会長さんと話をさせていただいて、来年度は、開かれた松林ケアセンターという形で、防災についての話し合いを一緒にさせていただけないかということでご提案をさせていただいております。今年の2月末に社会福祉協議会の主催になるかと思いますが、松林地区のまちづくりについて皆さんの話し合いがあるのですが、そちらでもそういったことをさせていただけないかということで、申し出をさせていただいております。また、センターの中に会議室がございますが、なかなか会議室をご利用になる地域の方々がいらっしゃいませんので、私どもの事業で使わせていただいたり、もしくは茅ヶ崎市の事業者連絡協議会で使わせていただいたりということでは使っておりません。公民館ほど広くはないのですが、10名～15、16名、ぎゅうぎゅうにつめれば18名くらい利用できる会議室がありますので、こちらも地域の方に何かの機会にご利用いただけたらと思っております。こういうことについても今回の社会福祉協議会主催のものについては、話として提出をしております。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。

(山本副委員長)

今そこにも利益を還元するということを書いておりますけれども、これは6ページの収支計画には入っていないということでよろしいでしょうか。

(申請者)

はい。

(山本副委員長)

ですよね。金額的にどう見ても入っていないなと思えました。出された収支計画は収入

の予定が9200万円で、最終的な収支、手元に残るのが1割の920万円ということでの事業計画として出されているので、「1割も残るの?」と思いました。それをこういう形で還元というか、修繕等に回すということで、この中には含まれないけれども実際は行いますという認識でよろしいですか。

(申請者)

すみません。この表の書き方が初めてでよくわからなくて、どこまでを書き込んで数字を出していいのかはつきりわからなかったもので、こういう形で出させていただきましたが、そういうことです。

(山本副委員長)

はい。でもこれは予定しているということで、この1年間でやっていくということで考えてよろしいですか。

(申請者)

はい。

(山本副委員長)

もう1点、先ほどの説明で、稼働率について申請書に出ている現状90%を超えているという話がありましたが、最初の表を見ているとそうなんだろうなと思いますけれども、市で作成している施設別調査票の松林ケアセンターの施設稼働率が、おっしゃっていただいた稼働率とかなり違うのですが、これは、お互いに稼働率ということで計算している基準が違うということで率が違うのでしょうか。なぜこんなに差があるのかなと思いました。

(申請者)

すみません、最後の方にご説明する予定だったのですが、時間が足りず説明できませんでした。記載している利用率と施設別調査票の利用率の違いについては、申請書の稼働率については、介護保険請求の通常規模の施設としての利用者の上限が月750名なんです。750名にするためには、日々大体30名前後、日によって差はありますが、そのくらいで100%というところです。今現実的に30名までいかない日が多くて、23名とか、多いときは37名とか、ばらつきを持ちながら推移しており、上限に対して見ていくと今90%ちょっとということ。施設別調査票については、県に届出ている40名定員に対しての利用者の数という形になりますので、本来でしたら県に届出るのを30名にすれば、実稼働率とほぼ同等になるはずなのですが、先ほど初めに申し上げた通り、30

名にしますと利用日によってもばらつき、若しくは緊急時の受け入れ等で臨時利用があった場合に対応ができない、お断りしなければならない状況がありますので、40名という定員を設けて、本来でしたら30名前後で推移したいところですが、利用者様のご希望があればそれ以上でもお受けしているという状況で40名定員としています。そのための数字の違いです。

(山本副委員長)

はい。実際、利用者さんが利用している中では、本来日々の利用の中で、これは多すぎちゃったな、ここまでだ、というところ、皆さんが気持ちよく使えるところでは、何名でしょうか。

(申請者)

現実的には、フロアの面積とよばれる法律上の面積が1人あたり3㎡と決まっていますが、センターでは60名定員でも大丈夫なフロア面積はございます。ですが、備品等色々なものを置きますので、利用者様の数が増えれば、お着替えの数も増えますし、ロッカーの数も増えますし、そういうものを増やしていってしまうと手狭になってしまいます。車いすの方も、中重度3、4、5の方もいらっしゃいますので、車いすが通った上で、横を人が通れるほどの広さを考えるとテーブルと椅子の配置をあまりにもぎゅうぎゅうにしてしまいますと、移動時の危険、転倒のリスクということもあります。ですので、法律上の3㎡通りに運営しているのでは、転倒のリスクが高いのではないかと思います。ですので、40名が今の設備の中では、ゆとりをもってできるのかなと思っております。

(山本副委員長)

ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。

(藏田委員長)

今山本委員が仰っていたことでカバーされたので、1点だけお聞きします。目標設定として、稼働率100%を目標にしていきますと書いていただいておりますけれども、目標は達成するために掲げるものですが、この目標が達成できるものなのかどうかというところが、必要だと思えます。先ほどのご説明との絡みでいくと、100%の稼働率を目標にするということは、隙間なく、稼働し続けるということを実際に目標として掲げて大丈夫

なのかというところでは、目標という言葉が、目指すべき、頑張ろうという目標なのか、達成すべき必達の目標なのか、ここに書いていただく通常でいう目標というのは達成していただくことが前提となりますので、現状92%であと8%と言いながら、100%と99%では雲泥の差です。1人でも落としたり達成できないということになりますので、その辺は職員の方に目標として掲げるものとして、100%を求めるのは非常に高い目標で大変素晴らしいとは思いますが、本当に達成可能なものなのかどうか、その点だけ補足があればお伺いしたいです。

(申請者)

申し訳ありません。100%を目標にみんなで頑張ろうという意識で営業をしているつもりですけれども、最初にご説明させていただいたとおり、私たちが来ていただく予定としていても、当日キャンセルということが発生いたします。そうすれば1名かけるわけで、絶対100%にはなりません。100%という書き方であったことが不適切であったと今思っております。申し訳ございません。

(藏田委員長)

中長期では100%を目指すというスローガンとしてはあるにしても、妥当なというか、実現可能な目標、今年度提案いただいている29年度中に、93%でも94%でも95%でも目標を定めて達成していくということが組織のマネジメントだと思っておりますので、そこをご検討いただければと思います。

(申請者)

わかりました。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にございますでしょうか。

(池内委員)

質問なのですが、様式2その4、7ページに安全衛生委員会を設置したと書いてありますが、安全衛生管理者1名、安全衛生推進者2名とあります。これは法律上の考えでこういう風にされたのですか。実際に人数を確認しますと、5-2ページでは、松林ケアセンターの組織図上でいきますと、56名の方がいらっしゃいます。法律上では50名以上になりますと、業種から言うと衛生委員会でいいのですが、安全衛生委員会でももちろん問題ないですが、そういう意味でこれを決められたのですか。

(申請者)

はい、そうです。

(池内委員)

そうすると、労働基準監督署にも届けでているんですね。

(申請者)

労働基準監督署に届けています。

(池内委員)

ではいいです。推進者は付属ということでもいいですね。

(申請者)

はい。

(池内委員)

人数が多いので、そういう正式の法律上のことをされたのかなと思い、確認をさせていただきました。続いてもう1点、これはアドバイスですが、就業規則の35ページですが、29条で最後に「但し、女子職員においては労働基準法第61条による」と書いてありますが、現状61条には女性について触れていません。18歳未満の方についてしか触れていません。これは、平成11年に法が改正されて、一般的には女性も男性も同じになりました。女性が保護されるのは、産前産後の休暇、生理休暇ということで、その他は育児介護休業ということで、そういうものはそちらで保護されているので、規程はいらぬということになっています。規則を改正された方がいいと思います。これはアドバイスです。

(申請者)

はい。ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

他にご質問等はありませんか。時間がまいりましたので、そろそろ質疑応答を終了とさせていただきます。それでは以上をもちまして、委員による「茅ヶ崎市松林ケアセンター」の指定管理者に対するヒアリングを終了いたします。

お疲れ様でした。「茅ヶ崎市松林ケアセンター」における本日のご意見等につきまして

は、書面にて後日通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

この後、委員間で意見の取りまとめ作業を行いますので、申請者におかれましては、ご退出をお願いいたします。

【申請者退室】

(藏田委員長)

ありがとうございました。それでは松林ケアセンターの評価をまとめてまいりたいと思います。「評価できる点」と「改善を要する点」、かなり改善を要する点については説明もあったと思うので、意見として残す、残さない、あるいはお聞きになられて疑問に思われていることも出ている気がしますが、いかがでしょうか。

先ほど山本委員と同時に手を挙げたときに、私も同じことを思っていたのですが、法人本部の負担でやる事業について、どこをどういう風に記載するかちゃんとルール化しておかないといけないと思います。今の話だと、松林ケアセンターには本部経費の方から1000万円近く何か施設改修等でお金を投じますと言っているとすると、今の収支だと赤字になると思います。ちゃんと明らかに使っている、使っていないでカウントする、あるいは数字を示す、負担しているのであれば、負担しているということを数値化して出さないと、今回の提案書は何も書いていないので、損している感じですね。逆もそうですね、実際はそういうことをやっているように見せかけてやっていないかもしれない。この改善を要する点の最後にある収益をどう見るかということとか、社会貢献にどう使っていくのかということに関わると思います。今の状況だと、単年度収支よりも多くのものを法人として持ち出していますということになっているので、そこは、検証する方法も含め、整理をする必要があると思います。少なくとも記載しないと、今のプレゼンテーションを聞いて書かれていないままになると、そのままになってしまうと思うので、少なくともあそこに書いてあったものは添付資料として出していただいた方がいいのかなと思います。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

その点につきましては、本部経費については、以前もご指摘をいただいております、遅くはなるのですが、来年度指定管理の在り方について見直しを行っていく予定としています。その中で、今までいただいております様々な課題もございますので、きちんと見直しをしていく予定でございます。

今回の部分については、その辺の記載がないということでございますので、議会等の資料の中で、担当課と事業者さんと調整をしながら、どうするかを検討したいと思います。申し訳ございません。

(藏田委員長)

ありがとうございます。その点はそういうことで対応するとして、改善を要する点として残すべきもの、もしくは新たに記載するものでもよいですが、1番上の労働契約の件はいかがですか。

(池内委員)

これは、ここだけではなくて、いろいろなところが、労働契約書ではなく、労働条件通知書だとか雇入書という形になっています。労働条件通知書というのは、労働契約につけるとということが原則です。そういう意味では契約を結ばずに通知書を出しているということになってしまいます。指定管理者はそういうものが多いので、その辺のところも今度からは要項の中に労働契約書と明記してもらおうようにしてもらおう方がいいと思います。

(藏田委員長)

契約書とすると出せない事業者もあるかもしれないですね。では、これは残しておきましょうか。次に賃金台帳の件はどうですか。

(池内委員)

市で賃金台帳とおっしゃっているのが、労働基準法の台帳なのか、台帳になっていればいいというものなのか内容を問いませんというものなのかわかりませんが、いずれにしても問題になるのは、ケアに来る人というよりは職員です。正当な労働時間で、正当な賃金を支払っているのかということをチェックするということのために必要なのです。労働時間が書いていないのに、給料がいくらと言われても、欠勤していくら引かれているかもわからないし、それがどこを基準に何をしているかが全然わかりません。今回もそうですが、賃金規程は大体別規程にしています。就業規則だけだと別規程ですと言っているだけで、それ以外のことを書いた規程が別にあるのでチェックのしようがありません。そういう意味では、賃金台帳がきちんとそろっていれば最低限のチェックはできます。労働者を虐待するような会社ではないとは思いますが、誤ってやっているようでは、市の施設としてはまずいと思います。

(藏田委員長)

そういう意味では1点目と2点目をまとめて残した方がいいですね。要項上(シ)として書いてある就業規則並びに労働条件通知書(雇用契約書)及び賃金台帳と書いてはありますが。

(山本委員)

賃金台帳はこの法人はついていますよね。時間も書いてあります。

(池内委員)

あるのとないのがあります。確かにここは付いてます。この指摘は他のところでした。

(山本委員)

あと、萩園ケアセンターの翔の会はプレゼンテーションの中でつけ忘れたから後でと言っていました。

(藏田委員長)

では、松林ケアセンターは1点目雇用契約の件だけでいいですね。少し通常理解と福祉分野理解が違う部分がある気がします。翔の会は、賃金台帳は出すということだったと思います。元町ケアセンターには入れますか。元町にも提出していただくように求めているということでもいいですか。

(山本委員)

今回は、賃金台帳はついていませんでした。

(池内委員)

次回からちゃんとやっていただくということでもいいと思います。

(池澤委員)

それは結局受理する時の事務局側との調整となると思うので、相手側にどれだけ言うかということはあると思いますが、ある意味共通事項だと思います。準備がダメだという言い方もなかなかできないと思うので、統一性がなかったということで。

(藏田委員長)

雇用契約の件は残していいですね。これについては、書類というよりコンプライアンス上の問題にもなると思います。賃金台帳の件は消すということでもよろしいですか。次の感染症のマニュアルはここまでやっていますというのが書いてあったのでいいですか。

(池澤委員)

これは、否定ではなく、更に進めてほしいなと思いましたのでいいです。

(藏田委員長)

コスト削減も頑張っていますと書いていましたのでいいですかね。あと年間計画もいいですかね。改善点として発表聞かれています気づかれたことはありますか。地域連携みたいなことをお願いしますか。なんとなくクローズドな感じが非常にしました。

(山本委員)

やるとは書いていましたが、益々のということで。

(藏田委員長)

お祭りとかいろいろやっていらっしゃることは地域貢献として頑張っているんですが、地域との関係構築と開かれた施設運営を目指していただきたいということでしょうか。それでは、改善を要する点は、雇用契約の件と地域に開かれた運営を心掛けていただきたいということの2点にしましょう。

評価できる点はいかがでしょう。どれもそれなりにということだと思いますが、1番上の取り組み姿勢はしっかりされていたと思います。次のキャリアパスはいかがでしょう。

(池内委員)

介護関係、福祉関係のいろいろな資格をもってやっておられますよね。そういう資格に対応した賃金のレベルを決めたり、そういうやり方をしてはどうかという提案を厚生労働省あたりがしていて、さっそくそれを考えていこうとしている、そういうことも勉強しておられるのかなと。

(池澤委員)

キャリアパス制度を導入していきますと書いてありましたもんね。そういう姿勢がということは評価できます。

(池内委員)

こういうことを決める方が楽は楽だと思います。資格さえ決めれば、資格を持っている人を採用するときにこのレベルと決められるので。

(藏田委員長)

キャリアパス制度、処遇改善等積極的に取り組もうとしている点。

(池内委員)

取り組もうと検討している。

(藏田委員長)

では、2点目は、キャリアパス制度導入、処遇改善等積極的に取り組もうと検討している点。次の自主事業についてはいかがですか。

(池澤委員)

自主事業はさっきの秋祭りとかですかね。

(藏田委員長)

3点目は、秋祭り等積極的に自主事業に取り組んでいる点でよいですか。では評価できる点をまとめます。1点目の基本的な取り組み姿勢がしっかりしていること、2点目キャリアパス制度導入、処遇改善等積極的に取り組もうと検討している点。3点目は、秋祭り等積極的に自主事業に取り組んでいる点。改善を要する点は、労働条件通知書や雇入通知書は添付されているが雇用契約がないので整備が必要という点。2点目が地域に開かれた施設運営に取り組んでほしいという2点とします。よろしいでしょうか。

(山本委員)

戻りますが、雇用契約書については、麗寿会がありました。

(藏田委員長)

わかりました。よろしいでしょうか。

なお、評価結果につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条に基づき、市長に答申いたします。

それでは本日の議題は以上となりますが、事務局から「その他」、何かありますでしょうか。

議題3「その他」

(事務局) (渡邊主任)

今後の予定ですが、委員長が評価結果を市長に報告し、その後指定管理者の指定についての議案を3月に開催される市議会定例会に提案します。議決を得た後、指定管理者として指定され、協定書の締結を経て、平成29年4月1日から指定管理者による管理・運営

が開始される予定となっております。

なお、本日の評価結果は、市長報告後、施設所管課を通じて申請団体に通知し、必要に応じて年度ごとの事業計画書等に反映いたします。特に、重点的に改善に取り組むこととした事項につきましては、対応結果についてまとめ、書面にて後日ご報告させていただきます。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

もう一点すみません。本日をもちまして、28年度の指定管理者の選定は全て終了ということでございます。選定施設について大変多く、また会議の開催も多く大変ご負担をおかけしましたこと、この場をお借りしてお詫びするとともに、お忙しい中いろいろご協力いただきまして、ありがとうございました。

来年度につきましては、施設については2つの施設ということで、最大でも5回の開催を予定しております。なるべく委員の皆さんにご負担をかけないよう、課題も整理しながら、なるべく早めに予定を提示するとか、資料をお送りするとか、その辺の件については対応させていただきたいと思っております。1年間ありがとうございました。

(藏田委員長)

委員の皆様から他に何かございますでしょうか。特にないようですので、これをもちまして第10回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 池内 忠弘